

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

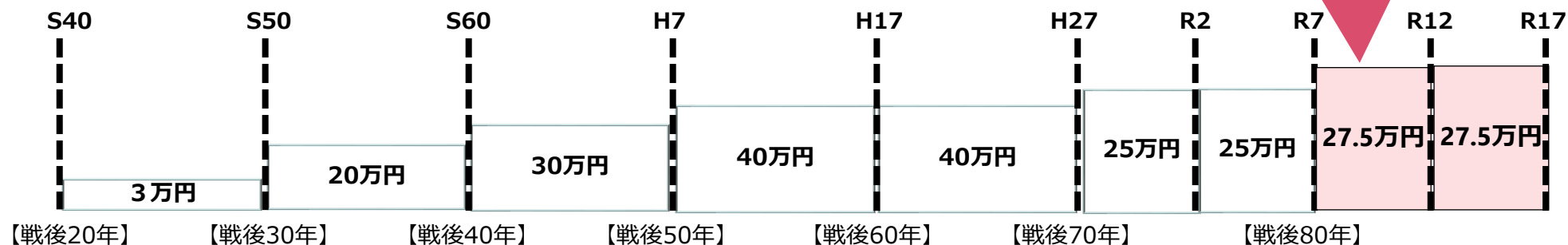
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金について、令和7年度以降も支給を継続する等の措置を講ずる。

改正の概要

- 戦後80年に当たる令和7年には、現在償還中の特別弔慰金に係る国債が最終償還を迎えることから、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法を改正し、特別弔慰金の支給を継続。
- あわせて、特別弔慰金の審査請求に係る諮問先を行政不服審査会から審議会等で政令で定めるもの（援護審査会）に変更する等の所要の改正を行う。

【戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の概要】（昭和40年度創設）

- 先の大戦で国に殉じた軍人軍属等の方々に思いをいたし、戦後20年、30年、40年、50年、60年、70年といった特別な機会をとらえ、国として弔慰の意を表すため、一定範囲の遺族※（子、兄弟姉妹等）に対して、特別弔慰金を支給。
※ 戦没者等の遺族の中に、恩給法の公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法の遺族年金等を受ける遺族（主として配偶者）がいないとき、先順位者1名に支給。
- 支給は、無利子の記名国債の交付により行われ、毎年の償還日に均等に支払いを受ける。



施行期日

令和7年4月1日（2回目の記名国債の交付に係る施行期日は令和12年4月1日）